MonotaRO サービス利用規約

第1条(本規約の目的)

本規約は、株式会社 MonotaRO(以下「当社」とします。)が販売する商品に付帯して、ユーザーから当該商品に関連するサービス(以下「本サービス」とします。)を有償で受託することに関して規約を定めるものです。

第2条(定義)

本規約において使用する用語の意味は次の各号の通りです。

- (1)「ユーザー」とは事業者であり、当社が「ご利用規約 事業者用」に基づきユーザー登録を行った本サービスの利用者を指します。一般消費者は対象としておりません。
- (2)「ご利用規約 事業者用」とは、「https://www.monotaro.com/main/rule/」に掲載された、 ユーザーに適用される当社の利用規約を指します。
- (3)「商品」とは、ユーザーが本サービスと併せて注文した物品を指します。

第3条(本規約の範囲、適用関係)

- 1. 本規約はユーザーと当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。
- 2. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてユーザーに通知する本サービスの 利用に関する規定は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3. 本規約に定めのない事項については、当社の「ご利用規約 事業者用」を適用し、本規約と抵触する事項については本規約を優先して適用するものとします。

第4条(本規約の変更)

当社は、ユーザーの承諾を得ることなく必要に応じて本規約を変更することができるものとします。 本規約の変更は第7条に定める方法で変更の通知を行った段階で、通知の記載に従い、効力が 生じるものとします。

第5条(本規約への同意)

本サービスを利用するには、本規約に同意する必要があります。

第6条(本サービスの再委託)

当社は、ユーザーに対して提供する本サービスの全部または一部を第三者(以下「再委託先」とします)に委託することができるものとします。

第7条(当社からユーザーへの通知方法)

当社からユーザーに対する通知は、当社または再委託先から、モノタロウサイト上、モバイルサイト上、FAX、E-mail、郵便など当社が適当と認める方法により行われるものとします。

第8条(本サービスの利用規約、本サービスの注文方法)

- 1. ユーザーは、当社におけるユーザー登録後、本サービスの注文が可能となるものとします。なお、本サービスの注文の際には、当社が発行したユーザーID およびパスワードの入力が必要となります。
- 2. ユーザーID およびパスワードを用いて行われた本サービスの注文については、当社はユーザーの有効な意思表示であるものとし、正当な注文とみなします。
- 3. ユーザーは、本サービスを注文するにあたって、当社所定の方法により、ユーザーの氏名、電話番号、本サービスの提供先(日本国内に限ります。以下「提供先」とします)の住所、その他本サービスに必要な情報を当社に申し出るものとします。
- 4. ユーザーが注文した後、当社が注文を受付け、再委託先がユーザーに見積書を交付して、ユーザーが見積書を承諾したときをもって、本サービス内容、利用料金を含む本サービスの利用契約(以下「利用契約」とします)が成立したものとします。契約成立後ただちに本サービスの提供準備を行いますので、ご注文後のキャンセルおよびご変更はできません。上記にかかわらず、所定の条件および手続により、ご注文のキャンセルまたは一部変更ができる場合がございます。なお、次条第3号の事前確認完了から同条第2号の施工までの間に、ユーザー都合によりご注文をキャンセルする場合は、違約金として商品代金相当額および利用料金相当額を申し受けます。

第9条(本サービスの範囲)

- 1. 本サービスの範囲は、次の各号に定める内容とします。
 - (1) 商品の組立て
 - (2) ユーザーが指定した商品の設置場所への商品の設置
 - (3) 取扱説明書、保証書および付属品等の交付
 - (4) 前各号に定める作業に附随する作業
- 2. 次の各号は、本サービスの範囲の範囲外とします。(※1号及び2号については、本サービス と別途の打合せが必要となります。)
 - (1) 基礎工事、土間工事、左官工事
 - (2) 商品の廃棄
 - (3) 内装工事
 - (4) 電気工事
 - (5) その他前項各号に記載がないもの

第10条(本サービスの提供前における準備)

- 1. 当社または再委託先は、利用契約の成立後、ユーザーに連絡し、提供先における搬入経路・組立スペース、提供先までの車輌進入経路および本サービスの提供の日時(以下「提供日時」とします。)をユーザーと協議の上、決定するものとします。
- 2. ユーザーは、提供日時を変更する場合、所定の方法により再委託先に連絡し、提供日時の変更の協議を行うものとします。
- 3. 交通事情・天候不良など不可抗力による運送上の理由、年末年始、中元・歳暮時期、夏季休暇中、その他の事情により、第 1 項で決定した提供日時に本サービスを提供できない場合があることをユーザーはあらかじめ承諾します。ユーザーの都合によらずに当社が本サービスを提供することができない場合は、当社または再委託先は、ユーザーと提供日時の変更の協議を行うものとします。
- 4. 再委託先が提供日時に提供先に到着した際にユーザーが不在の場合は、再委託先がユーザーと連絡を取ることができたとしても、理由の如何にかかわらず、再委託先は提供先で待機せず、不在として扱うものとします。
- 5. 本サービスの提供日時にユーザーが不在であった場合、ユーザーが利用契約を解除したものとみなします。この場合、当社は、本サービスを提供する義務を免れるとともに、ユーザーから違約金として、商品代金相当額および利用料金相当額を申し受けます。
- 6. 再委託先は提供先への到着が、交通状況等により訪問時間帯よりも早まる場合または訪問時間帯に遅れる場合、ユーザーに対して、事前に連絡するものとします。

第11条(ユーザーの立会い)

- 1. ユーザーは、本サービスに立ち会い、または、ユーザーが会社等の組織の場合、従業員等の本サービスに関する全ての権限を委任した代理人を本サービスに立ち会わせるものとします (以下、本サービスに立ち会う者を「立会人」とします)。なお、代理人が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人であるか否かにかかわらず、代理人の行為はユーザーに帰属し、ユーザーは代理人の行為について一切の責任を負うものとします。
- 2. 立会人は、再委託先に対し、商品の設置場所および商品の搬入経路(以下「搬入経路」とします)を指示できるものとします。ただし、立会人の指示が、当社または再委託先の諸規定、法令または社会通念に反する場合は、当社および再委託先は立会人の指示に従わないものとします。
- 3. 立会人は、合理的な理由をもって本サービスの提供に問題があると判断した場合、直ちに再委託先に指摘するものとします。

第12条(商品の搬入・設置)

- 1. 立会人は、本サービスの提供前に、再委託先とともに、商品内容、ならびに、商品、搬入経路 および商品の設置場所の傷・打痕等(以下「傷等」とします)の有無を確認するものとします。
- 2. 前項の確認により傷等が発見された場合、立会人は、当該傷等が本サービスの提供前から存

- 在すること、および、その他の傷等が存在しないことを確認するものとします。
- 3. 当社は、再委託先が商品の搬入経路および商品の設置場所を確認した上で、商品、搬入経路または商品の設置場所が損傷する可能性が高い等の支障があり、商品の搬入または設置ができないと判断した場合は、その理由をユーザーに説明するとともに、ユーザーの要望にかかわらず、本サービスを提供しないものとします。

第13条(本サービスの範囲外の業務の取扱い)

- 1. ユーザーは、当社に対し、本サービスの範囲外の業務を委託することはできないものとします。
- 2. ユーザーは、再委託先に対し、本サービスの範囲外の業務の委託を申し込むことができるものとします。ただし、再委託先が、ユーザーの申し込みを承諾したことにより成立した契約については、当社は何ら権利義務を負わず、また、当社はかかる契約に関してユーザーに生じた一切の損害について責任を負わないものとします。

第14条(本サービス完了後の措置)

- 1. 立会人は、再委託先から、商品の付属品、説明書および保証書の交付を受けるものとします。
- 2. 立会人は、再委託先と共に、第12条第1項に基づき確認した傷等を除き、商品、搬入経路または商品の設置場所に傷等が無いか確認し、確認結果を当社所定の方法で記録するものとします。
- 3. 前項の記録が完了した場合、立会人は、再委託先と共に、本サービス完了の確認を行い、当社所定の検収書に署名または記名押印するものとします。

第15条(契約不適合等)

- 1. 第12条第1項に定める確認により商品が利用契約に適合しないこと(以下「契約不適合」とします。)が発見された場合、当社とユーザーは、商品の清算または代替品の発送に関して、誠意を持って対処するものとします。
- 2. 前条第 2 項の確認により、商品または本サービス(以下「商品等」とします。)につき契約不適合が発見された場合、当社とユーザーは、商品等の清算、または、代替品の発送若しくは本サービスのやり直しに関して、誠意をもって対処するものとします。
- 3. 商品等に直ちに発見できない契約不適合がある場合には、本サービス完了日から6か月以内 に当社に通知した場合に限り、商品等の清算、代替品の発送若しくは本サービスのやり直し、 又は、次項に定める損害賠償請求を行うことができるものとします。
- 4. 当社は、商品等の契約不適合または欠陥によりユーザーに生じた相当因果関係のある損害についてのみ、契約不適合もしくは欠陥が生じた商品等の単体の価格を上限として賠償責任を負うものとします。また、商品等の契約不適合または欠陥によりユーザーに生じた損害には、ユーザーの逸失利益は含まないものとします。
- 5. ユーザーは、第1項ないし第3項に定める場合を除き、商品の返品および本サービスのやり直

しを求めることができないものとします。

第16条(個人情報の取扱いの委託)

ユーザーが、ユーザー登録に際して登録し、または、本サービスの利用に際して開示した、企業名、担当部署名、担当の方のお名前・ご住所・電話番号・FAX 番号・生年月日・メールアドレスなどの個人情報は、再委託先に対して、本サービスの提供に必要な範囲内で個人情報の取扱いを依頼・委託いたします。なお、当社は、当社のプライバシーポリシー(https://www.monotaro.com/main/prvplc/)に従って、ユーザーの個人情報を取り扱うものとします。

第17条(利用契約の解除)

- ユーザーが次の各号の一に該当する場合には、当社は、ただし書に定める場合を除き、何らの催告なくして直ちに利用契約を解除し、かつ損害賠償を請求することができる。この場合、ユーザーはその負担する一切の債務について期限の利益を失い、当社は直ちにすべての債務の履行を請求することができる。ただし、第 1 号に該当する場合は、催告を要するものとする
 - (1) 利用料金の支払を遅延するなど、利用契約または本規約の条項に違反したとき
 - (2) 利用契約に基づいて当社に対して負担する利用料金の支払債務、手形・小切手債務、およびこれらに付帯する利息損害金債務等の全部または一部の支払いを怠ったとき、またはこれらを支払うことができないと認められる状態に陥ったとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立てを受け、 または租税滞納処分等の処分をうけ、または破産手続開始・民事再生手続開始・会社更 生手続開始・特別清算手続開始の申立てがあったとき
 - (4) 監督官庁より営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
 - (5) 自ら振出し、引受けもしくは裏書きした手形・小切手を不渡りとしたとき、電子記録債権の支払不能事由が生じたとき、不渡り後もしくは支払不能後金融機関の2営業日以内にこれに代わる現金を支払わないとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または電子債権記録機関から支払不能に対する措置を講じられたとき
 - (6) 当社以外の第三者に対して負担する売買代金債務、手形・小切手債務、およびこれらに 付帯する利息損害金債務その他一切の金銭債務の全部または一部の支払いを怠ったと き、またはこれらを支払うことができないと認められる状態に陥ったとき
 - (7) 解散を決議し、または任意整理を開始したとき
 - (8) その他、財産状態または信用状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる状態に陥ったとき
- 2. 当社は、再委託先の過受注などの特段の事情により本サービスの提供が長期的に見込めない場合、利用契約を解除できるものとします。ただし、この場合、当社は速やかに電子メール、

FAXなどの書面によりユーザーに通知するものとします。

第18条(免責事項)

天災地変、法令の制定改廃、交通事故、公権力の行使に基づく処分、輸送機関の事故、労働争議その他やむを得ない事情により本サービスの提供の遅滞または提供の不能を生じた場合、速やかにユーザーに通知します。ただし、これによりユーザーが損害を被っても、当社は何ら賠償の責を負わないものとします。

第 19 条(譲渡禁止)

ユーザーは、本規約および利用契約より生じる権利義務の全部または一部を放棄し、または第三者に譲渡し、もしくは担保に供してはならないものとします。

第 20 条(存続条項)

利用契約が終了した後においても、第10条(本サービスの提供前における準備)第5項、第13条(本サービスの範囲外の業務の取扱い)第2項、第15条(契約不適合等)および第18条(免責事項)ないし第23条(協議事項)の規定は、対象事由が消滅するまで、なお有効とし、当社とユーザーは、当該条項に定める義務を履行するものとします。

第 21 条(準拠法)

本規約および利用契約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本国法を適用します。

第22条(合意管轄)

本規約および利用契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条(協議事項)

本規約に定めのない事項および本規約の各条項の解釈について疑義が生じた事項について、ユ ーザーと当社は誠意を持って協議し解決するものとします。